

南池袋公園の景観重要公共施設への指定について

1 要旨

- ・南池袋公園は、昭和26年に戦災復興区画整理事業により整備された後、平成26年のリニューアルオープンを経て、開放感のある芝生広場や、にぎわいの核としてのカフェレストラン等が生み出す居心地の良さにより、区内外を問わず多くの来街者の憩いの場となっています。
- ・また、今年度に変更を予定している池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区において、南池袋公園を中心とする一帯は“拠点ゾーン”の1つとして、景観まちづくりを進める上で、明確な位置づけが与えられる予定です。
- ・こうしたことから、南池袋公園を、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって特に重要な公共施設と認め、以降のとおり景観重要公共施設に指定したいと考えています。

2 景観計画への記載内容（案）

○ 指定方針

- ・南池袋公園は、開放感を生み出す公園中央の芝生広場や、にぎわいの核としてのカフェレストランなどにより、多様な人々にとって居心地の良い空間を形成しています。また、グリーン大通りと一体となった空間は、池袋副都心における新たなにぎわいの回遊性を生み出しています。こうしたことから、南池袋公園を良好な景観形成に重要なものと認め、景観重要公共施設に指定します。

○ 整備に関する事項

- ・冬でも枯れることなく一年中緑が広がる芝生広場は、多様な人々が憩い・滞留することのできる公園の象徴的な場として、良好な管理及び養生に努めるとともに、公園全体としても、このゆとりを活かした空間創出に配慮します。
- ・夜間照明は、暗さの中にある安心や心地よさが居心地の良い夜間景観を形成していることを踏まえ、メリハリのある光環境の形成に配慮します。
- ・公園内の樹木は、かつて根津山として地域に親しまれた雑木林に象徴される、地域のみどりの記憶を繋ぐ存在として、樹種に応じた管理を行います。
- ・グリーン大通りと一体となった空間が地域の回遊性を高めていることを踏まえ、舗装の色彩・材料や照明、緑化は、グリーン大通りとの連続性に配慮します。

3 今後の段取り

- (1) 関係者打合せ：公園緑地課
- (2) 景観審議会関連：11/6 デザイン検討部会、12/20 第10回景観審議会、3月 第11回景観審議会（諮問・答申）

4 その他

- ・南池袋公園の居心地の良さは、公園内の施設からだけではなく、周囲の建物等との関係性からも形成されています。景観重要公共施設の指定客体は南池袋公園ですが、南池袋公園の居心地の良さを周囲の建物等と一体となって形成できるよう、景観形成特別地区の変更にあたっては、この点を踏まえた景観形成基準等を定めていきたいと考えています。

5 参考写真

